

## 委託業務仕様書

本書は、「令和8年度先端技術拠点形成促進事業業務委託（以下「本事業」という。）」に係る業務内容の詳細等、企画提案に必要な仕様を説明するものである。

提案者は、提案競技実施要領及び本仕様書の内容を踏まえ、事業目的を達成するために実現可能な内容について、事業提案書にて可能な限り具体的に提案すること。

なお、事業提案書は様式例を参考に作成すること。他の様式でも構わないが、様式例の記載項目は必須とし、その他に記載すべき項目がある場合は追加すること。また、提案内容は、事業費の範囲内で対応可能な内容を記載するものとする。

### 1 委託業務概要

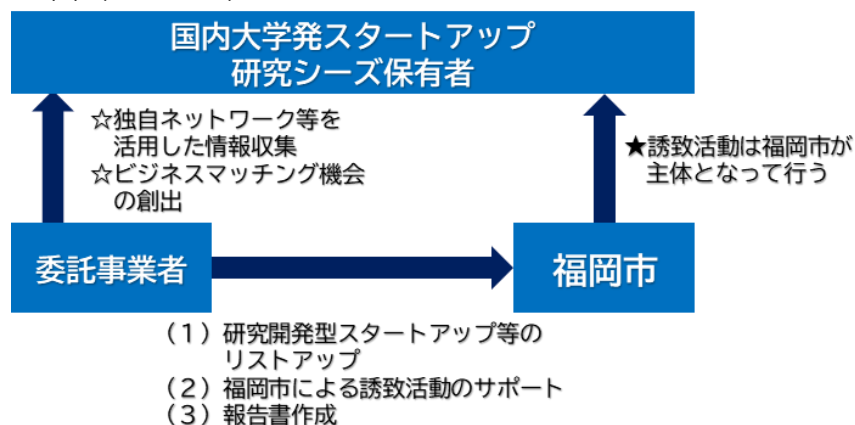
本事業は、国内の研究開発型スタートアップおよび、事業化が見込まれる技術を有する研究シーズ保有者（当該研究シーズに関与する経営候補者を含む。）（以下「誘致対象者」という。）を対象に、福岡市が主体となって行う誘致活動に関して、受託事業者が持つネットワークや事業を活かし、拠点設置候補のリストアップや誘致活動のサポートを行うものである。

なお、リストアップにあたっては、誘致対象者の中でも、関連産業集積や地場企業との連携等、拠点設置による波及効果が将来的に見込める成長段階の研究開発型スタートアップを中心に想定する。

詳細については、「2 委託業務内容」（1）および（2）の想定業務を参考のうえ、実現可能な内容を事業提案書により具体的に提案すること。

※研究開発型スタートアップとは…大学等の研究成果などを活用したスタートアップ企業をいう。  
 なお、大学等とは国公立私立大学、国公立高等専門学校、大学共同利用機関法人、独立行政法人（国立研究開発法人を含む）、地方独立行政法人等をいう。

#### ○事業スキーム図（イメージ）



### 2 委託業務内容

#### (1) 研究開発型スタートアップ等のリストアップ

福岡市内への拠点設置の可能性が認められる研究開発型スタートアップ等を誘致候補としてリストアップすること。リストアップ件数は30件を想定するが、それ以上の件数の提案も可能とする。

なお、リストアップにあたり、自らの専門的なネットワークや知見を活用し、福岡市がこれまで十分にアプローチできていなかった国内の研究開発型スタートアップ及び研究シーズ保有者について、誘致活動を行う際に必要な情報収集及び整理を行うこと。

情報収集においては、個別ヒアリングに限らず、既存ネットワーク、公開情報、イベント等を通じた情報把握を含め、事業内容、技術分野、事業化フェーズ及び拠点設置ニーズ等の把握を行うものとする。

## 【想定業務】

- ・ 事業内容・技術分野の整理
- ・ 起業・事業成長に関する課題等
- ・ 拠点設置・移転に関する意向
- ・ 想定される拠点設置形態（研究拠点、事業拡大拠点等）
- ・ 市が誘致活動を行う際の検討ポイント
- ・ 実証フィールド、事業会社・投資家との連携ニーズ等

## (2) 市による誘致活動のサポート

(1) でリストアップした研究開発型スタートアップ等を対象に、福岡市が主体となって実施する誘致活動が円滑かつ効果的に行われるよう、情報整理等のサポートを行うこと。また、誘致対象者が、市内への拠点設置の検討にあたって、必要な情報提供や関係構築を支援する。

## 【想定業務】

- ・ 市内拠点設置候補者に関する情報整理
- ・ 市内拠点設置候補者との面談調整
- ・ 事業会社・投資家（VC等）とのビジネスマッチング機会の創出
- ・ 市内インキュベーション施設等との情報連携
- ・ 市内拠点設置に向けた調整支援等

なお、本項目において、受託事業者がスタートアップ等に対する誘致行為、条件提示、意思決定を代行することは想定しない。

## (3) 報告書作成

委託期間終了後、速やかに実施報告書を作成し、福岡市に提出すること。

## (4) その他

委託期間中は、随時、必要に応じ懸案事項等の共有等を福岡市に対して実施するとともに、事業進捗状況等については定期的に情報共有のためのミーティング等を実施すること。

## 3 委託業務実施スケジュール（予定）

委託業務の実施スケジュールは、提案内容を踏まえ、福岡市と協議の上決定するものとするが、概ね以下の期間を想定するもの。

- ・ 契約締結日の翌日～令和8年8月下旬・・・研究開発型スタートアップ等のリストアップ
- ・ 令和8年7月中旬～令和9年3月中旬・・・市による誘致活動のサポート
- ・ 令和9年3月中旬～下旬・・・報告書作成・提出

## 4 費用の考え方

提案競技実施要領及び本仕様書を基に、見積書を作成すること。

<見積書項目例>

- (ア) 研究開発型スタートアップ等のリストアップに関する経費
- (イ) 市による誘致活動のサポートに関する経費
- (ウ) 報告書作成に関する経費

※本事業に伴う支援に関する費用負担を、支援対象企業へ求めてはならない。ただし、契約金額を超える範囲の支援について、受託事業者と支援対象企業で合意がある場合は、その限りではない。

## 5 成果物

- (1) 令和8年度先端技術拠点形成促進事業業務委託実施報告書（カラー、3部、PDFデータ）  
※実施報告書には、実施事業内容及び事業成果を具体的に記載すること。また、今後の事業に有益な情報を提供するために、本事業の成功点及び改善すべき点等を記載すること。

## 6 その他の留意事項

- (1) 業務の実施にあたっては、実施内容やスケジュールを含め、福岡市と密に協議を行うこと。
- (2) 業務について、受託事業者の不注意により生じた損害、受託事業者が第三者に与えた損害などによる損害賠償等に要する費用は、受託事業者の負担とする。
- (3) 受託事業者は取得する個人情報適切に管理すること。その他、個人情報については別紙の「個人情報・情報資産取扱特記事項」を遵守すること。
- (4) 受託事業者は、提案競技実施要領及び委託業務仕様書に定めるもののほか、その他関係法令等の定めるところに従わなければならない。
- (5) この仕様書に定めのない事項や疑義が生じた場合は、適宜、福岡市と十分に協議すること。